

議案第 4 号

白井市職員定数条例及び白井市行政組織条例の一部を改正する条例の制定について

白井市職員定数条例及び白井市行政組織条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 2 月 1 3 日提出

白井市長 笠 井 喜 久 雄

提案理由

本案は、白井市行政組織の再編に伴い、条例の一部を改正するものです。

白井市職員定数条例及び白井市行政組織条例の一部を改正する条例

(白井市職員定数条例の一部改正)

第1条 白井市職員定数条例(昭和43年条例第15号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「315人」を「350人」に改め、同条第2号及び第3号中「5人」を「10人」に改め、同条第6号中「45人」を「50人」に改め、同条第7号中「85人」を「40人」に改める。

第4条中「第3条」を「第2条」に改め、同条第1号を次のように改める。

(1) 臨時的に任用された職員

(白井市行政組織条例の一部改正)

第2条 白井市行政組織条例(平成15年条例第3号)の一部を次のように改正する。

第1条に次の1項を加える。

2 前項に掲げる部のほか、未来創造戦略室を置く。

第2条第3号カを削り、同条に次の1項を加える。

2 未来創造戦略室の事務分掌は、企業等の立地促進及び新産業の創出に関することとする。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第4号資料

○白井市職員定数条例及び白井市行政組織条例の一部を改正する条例

(第1条関係) 白井市職員定数条例(昭和43年条例第15号)新旧対照表

改正案	現行
(略)	(略)
(職員の定数)	(職員の定数)
第2条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。	第2条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。
(1) 市長の事務部局の職員 <u>350人</u>	(1) 市長の事務部局の職員 <u>315人</u>
(2) 議会の事務部局の職員 <u>10人</u>	(2) 議会の事務部局の職員 <u>5人</u>
(3) 選挙管理委員会の事務部局の職員 <u>10人</u>	(3) 選挙管理委員会の事務部局の職員 <u>5人</u>
(4)・(5) (略)	(4)・(5) (略)
(6) 教育委員会の事務部局の職員 <u>50人</u>	(6) 教育委員会の事務部局の職員 <u>45人</u>
(7) 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員 <u>40人</u>	(7) 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員 <u>85人</u>
(8) (略)	(8) (略)
(略)	(略)
第4条 次の各号に掲げる職員は、 <u>第2条</u> に掲げる定数外にあるものとする。	第4条 次の各号に掲げる職員は、 <u>第3条</u> に掲げる定数外にあるものとする。
(1) <u>臨時的に任用された職員</u>	(1) <u>6月以内の期間を定めて雇用される職員</u>
(2)～(5) (略)	(2)～(5) (略)
(略)	(略)

(第2条関係) 白井市行政組織条例(平成15年条例第3号)新旧対照表

改正案	現行
(設置)	(設置)
第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第1項の規定により、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の部を置く。	第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第1項の規定により、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の部を置く。
(1)～(6) (略)	(1)～(6) (略)
<u>2 前項に掲げる部のほか、未来創造戦略室を置く。</u>	(新設)
(事務分掌)	(事務分掌)
第2条 部の事務分掌は、次のとおりとする。	第2条 部の事務分掌は、次のとおりとする。
(1)・(2) (略)	(1)・(2) (略)
(3) 市民環境経済部	(3) 市民環境経済部
ア～オ (略)	ア～オ (略)
カ _____	カ <u>企業誘致に関すること。</u>
(4)～(6) (略)	(4)～(6) (略)
<u>2 未来創造戦略室の事務分掌は、企業等の立地促進及び新産業の創出に関することとする。</u>	(新設)
(略)	(略)